

# 欧州共同体の使節権をめぐって

—Parerga und Paralipomena (4)—

川崎 晴朗

*It would appear, ...that many of the leading principles of the modern law of nations have come down to us from a period of remote antiquity.*

—John Hosack\*

*Custom is normally a relatively slow process for evolving rules of law, since the practice in question will take time to develop and it will usually only be some time thereafter that the necessary opinio juris will grow up in relation to it... To some extent the growth in the role of international organisations as a factor in international life contributes to a more rapid adjustment of customary law to the developing needs of the international community. Apart from any more direct function of international organisations as a potential source of law, the concentration of State practice now developed and displayed in international organisations and the collective decisions and the activities of the organisations themselves may be valuable evidence of general practices accepted as law in the fields in which those organisations operate.*

—Sir Robert Jennings and Sir Arthur Watts\*\*

## はじめに

このシリーズは、今回で終了する。思えば、本紀要の第123号（2004年9月刊）以降ほとんど毎号に欧州共同体（のち欧州連合＝EU）の外交

---

\* *On the Rise and Growth of the Law of Nations, as Established by General Usage and by Treaties, from the Earliest Time to the Treaty of Utrecht* (London: John Murray, 1882), p.21.

\*\* *Oppenheim's International Law* (9th Ed.; London and New York: Longman, 1996), I, 30-1.

能力（国際能力）、とくに使節権についての筆者の研究成果を発表させて頂いた。

\* \* \*

リスボン条約は、2009年12月1日に効力を発生した。この結果、EUによる使節権（とくに能動的使節権）の行使ぶりにもかなりの影響が加えられるが、この点につき論文をまとめるにはまだ資料が十分に集まっていない。本稿では、一般的なテーマをさらにいくつか取上げることとしたい。

## I 国の国際能力・国際機関の国際能力

### 近代以前の「外交」・「外交能力」

近代国際法の下では、国家は四つの要素、すなわち永久的住民、明確な領域、政府及びその他の国家と関係を取り結ぶ能力（*capacité d'entrer en relations avec les autres Etats*）、換言すれば外交能力をもたなければならない、とされる（1933年12月26日締結の「国の権利及び義務に関するモンテヴィデオ条約」第1条）。

近代以前の世界にも、ある地域に存在する政治団体が国家の構成要素のうち住民及び領域、そして住民を統治する能力をもつ場合が当然あったであろう。さらに、このような政治団体が複数あり、その間で相互間の関係をある程度強制的に支配する規範が生まれ、これに<sup>つづ</sup>って各種の交通が行なわれたことがあったであろう。未熟な形式・内容においてはあっても、慶弔使節の往来を含む一時的な「外交」は、洋の東西を問わず古代にも存在したと思われる。かつて de Maulde-la-Clavière が述べたように、「外交は歴史と共に古く、外交は歴史が減びるとき、はじめて減びるであろう。……二つの社会が存在すれば、両者の間には必ず調整すべき利害が生ずる。二つの社会は戦争を行ない、その結果として講和を行なう。そして、たとえそれが壊れやすいものであろうとも、比較的に変で永続性のある国際的な制度が誕生する。」<sup>(1)</sup>

これで見ると、近代以前、世界各地にあった政治団体で国家の実質を備

---

(1) René de Maulde-la-Clavière, *La Diplomatie au Temps de Machiavel* (Paris: Ernest Leroux, 1892), I, Avant-Propos, i.

えたものは、たとえ embryonic な形にせよ相互の間で公的な性格を帯びた交通を行っていた、それによって複数の政治団体で構成される地域的国際社会が形成されることがあった、といえそうである。ただし、国際社会が同一時期に世界のいくつかの地域に散在していたとしても、当時は交通・通信の手段が限られ、また相互間に人・もの<sup>1</sup>の交流がほとんどなかったため、それぞれがほぼ閉鎖された独立の世界を構成していたことであろう。

16、7世紀のヨーロッパに近代国家が叢生し、これら諸国は一つの国際社会を形成した。そして、同社会を構成する諸国間の相互関係を規律する法規範として「ヨーロッパ公法」が誕生した。しかし、近代ヨーロッパ国際社会にしても、古くからヨーロッパにあった地域的国際社会（複数）を腐葉土として形成されたものである。（最直近のものは15世紀中葉にイタリア諸国間に形成された、といわれる。）これが次第に世界の隅々まで拡張され、近代国際社会に発展した。かくて、「ヨーロッパ公法」は「国際法」として非ヨーロッパ諸国でも拘束力をもつようになり、またヨーロッパ諸国で発達した（その一部は間違いなく「ヨーロッパ公法」の誕生前から）政治的・儀礼的考慮に基づくさまざまな慣行・風習が「国際礼讓」として世界各地で適用されるようになった。近代の幕開けにより世界が一体化し、それに伴ってほぼ同一の規範が支配する地球規模の国際社会が誕生したのである。

F. de Martens は、国際交通権は国際社会の本質そのものから生ずるものであり、それは国際法の基盤（base）という役割をもつ、といい<sup>(2)</sup>、また Oppenheim は、1905年に上梓した *International Law* の初版で、国際交通はすべての主権国家がもつ国際法人格の前提（preposition）である、と述べた<sup>(3)</sup>。1996年に刊行された同書第9版の編者は、「国家相互の間に行なわれる交渉（dealings）は国際社会のメンバーにとり必須のものであり、したがって国際交通を促進し、かつ容易にすることが国際法の多くの規則の基礎になっている。」と述べている<sup>(4)</sup>。

---

(2) *Traité de Droit International* (Paris: Librairie A. Marescq Ainé, 1883), I, 404—5. 本書は、Alfred Léo がロシア語の原書をフランス語に訳したものである。

(3) L. Oppenheim, *International Law: A Treatise* (1st Ed.; London, etc.: Longmans, Green & Co., 1905), I, 192.

(4) Jennings *et al* (eds.), *Oppenheim's*..., I, 451—2.

ここにいう国際法及び国際社会は、それぞれ近代国際法及び近代国際社会をさしていることはいふ迄もない。Pradier-Fodéré は使節権が国家に帰属することを「自然の理」と見る<sup>(5)</sup>。しかし、国または国に擬することができる政治団体が必要に応じて使節権を含む外交能力をもつことは、これらが人間の集団である以上、時代を問うところではないのであろう。

## 国のもつ基本的権利・国際交通権

1. 山本教授は、「平等、存立、独立、自衛、主権、交通、威信などは、国家が国際社会の一員に加わる前から保持していた権利であって、国際社会にとっても絶対的で本質的なものとされた。」といわれる<sup>(6)</sup>。近代国際法でいうこれら国家の基本的権利のうち、平等権が確立したのは比較のおそかったようである。例えば Satow は、神聖ローマ帝国が 1806 年 7 月その歴史を閉じたとき皇帝の優越 (precedence) は消滅した、そのころ、帝国、王国または共和国の別なく、すべての主権国家の平等が広く認められたと推定できる、と述べている<sup>(7)</sup>。キリスト教徒の国々についてはその通りであらう。

近代以前、世界各地にあったと思われる地域的国际社会においては、構成メンバーの間では平等の観念はなかなか発達しなかったと思われる。想像できることは、一方では、各地域で複数の国が覇権を競い、やがて相対的に国力が勝る国が他の国を征服し、同化させ、その結果当該地域では唯一の国となるが多かったであらう、また他方では、その地域で覇権を握った国が他国の存続を認めた場合には、これらの国と宗属関係を結び、臣従せしめたであらう、ということである。タキトゥス『ゲルマニア』を訳した泉井久之助氏が述べているように、「由来、一つの帝国 (Imperium) は、さまざまの種族・民族と、そのそれぞれの首長・王侯の上に支配権一号令権 (imperium) を揮うところに成立する。」<sup>(8)</sup>

---

(5) P. Pradier-Fodéré, *Cours de Droit Diplomatique* (2e édition; Paris: A. Pedone, 1899), p.203.

(6) 山本草二『国際法 (新版)』(有斐閣、1994 年)、207 頁。

(7) Ernest Satow, *A Guide to Diplomatic Practice* (2nd Ed.; London, etc.: Longmans, Green & Co., 1922), I, 35.

神聖ローマ帝国は、1806 年 8 月 6 日、最後の皇帝フランツ 2 世 (オーストリア皇帝としてはフランツ 1 世で、1835 年まで帝位にあった。)が帝冠を辞して終焉を迎えた。Satow が神聖ローマ帝国の歴史は 1806 年 7 月にその幕を閉じたといっているのはやや不正確であると思う。

(8) タキトゥス『ゲルマニア』(岩波文庫、1979 年)、序、7 頁。

かくて、ある地域の覇者となった国が他国の存続を認めた場合は、覇権国とその国から存続を許された他の国々との関係は平等ではなく、近代国際法でいう従属的な国家連合の原型となった。これが近代以前の世界各地に於ける国際関係のごく一般的な姿であったと思われる。

しかし、メソポタミア、古代ギリシャ、アジア、中央アメリカ等で生まれた都市国家の間では、平等の観念がある程度生じていたかも知れない。

興味をもたれるのは春秋時代（前 722—前 481 年）の中国である。

中国では、春秋時代に入ると封建的統一国家であった周の勢威が衰え、周の王室によって封建された諸侯の一部は独立して各地に国家を築いたが、泉博士は、これら諸国は「世界の他の部分より独立したる国際社会を組織して居つたのである。」といい、これは当時唯一最古の国際社会であった、といわれる。同博士はさらに、春秋時代には国家平等の観念が広く普及していたようである、また一時的使節の派遣に関する慣習は予想外に発達していた、と述べ、「其が今日迄継続して発達したならば今日の国際法は基督教国以外に発生したものであつたらう。」ときわめて興味深い結論を出しておられる<sup>(9)</sup>。

国家平等の原則は近代国際法概念であり、国家間の勢力均衡は国際政治上の原理ないし政策である。しかし、両者の間に密接な関係があることは明白で、Hosack は国家間で勢力の均衡をはかることは古代から行なわれていた、という<sup>(10)</sup>。均衡といっても、実際には、関係国の間で連携の種々相、いわゆる合従連衡が展開した結果であろう。Nys によれば、国家間における勢力均衡の理論は 15 世紀のイタリアで出現した、すなわち、このころフィレンツェ、ナポリ（シチリア王国）、ミラノ、教皇領及びヴェネツィアの 5 カ国の間で政治的均衡が成立したが、Nys は Francesco Guicciardini を引用しつつ、これは部分的にせよフィレンツェの権力者ロレンツォ・デ・メディチ（Lorenzo de' Medici）の功績であった、と述べている<sup>(11)</sup>。

---

(9)『国際法外交雑誌』、第 27 卷第 3 号（1928 年 3 月 1 日刊）、泉哲「春秋時代の国際慣習」、1—11 頁。筆者はこの論文の所在を入江啓四郎『中国古典と国際法』（成文堂、1966 年）により知ったが、入江教授自身は同書で、春秋時代の中国では諸国間に「国際法類似の秩序」、「準国際法秩序」が参入した、と述べておられる（17 頁）。

(10) Hosack, *On the Rise and Growth*..., pp.12—5.

(11) Ernest Nys, *Le Droit International: Les Principes, les Théories, les Faits* (Bruxelles: M. Weissenbuch, 1912), I, 23.

15世紀のイタリアの諸国間に生まれた国際社会がヨーロッパ全体を覆う国際社会、さらには地球規模にまで拡張した国際社会のミニチュアといわれるのは、当時、これら諸国間には政治的均衡に基づく国家平等の観念がまがりなりにも生まれてきたためではなかろうか。また、これも拙見であるが、ある国際社会——それが近代以前の地域的なものであれ、近代国際社会であれ——においては、相互に平等であると認識するメンバーの間ではじめて真の意味における並列的国家結合が生まれる、とってよいのではないか。このような国家結合の最初のものがいずれであるか、この点は歴史的事例の一つ一つにつき検証を行なってはじめて判明することである。例えば、1492年1月にキリスト教徒がイベリア半島より最終的にイスラム教徒を駆逐する前の1469年、カスティーリアのイサベル王女とアラゴンのフェルナンド王太子とが結婚、のち2人はそれぞれの国で王位につき（イサベルはIsabel I、フェルナンドはFernando IIとして。ただし、後者はカスティーリア共治王としてはフェルナンド5世。なお、1496年、2人は教皇から「カトリック両王」の称号を授けられた。）、二つの国はポルトガルをのぞくイベリア半島を共同統治した。2人の結婚に先立って作成された「セルベラの契約」でカスティーリアの主導権が認められたにせよ、筆者は実質的にはこれが並列的な国家結合の最初期の例の一つであると考えている。その後、このような国家連合が各地に生まれるようになったが、構成国の間に並列的な関係が見られない国家結合も依然として多く見られた。普墺戦争後、1867年の連邦憲法によりプロイセンを盟主としてつくられた「北ドイツ連邦」はその一例である。

また、入江啓四郎教授によると、春秋時代の中国では原則として邦国諸侯を主体とする「盟」があり、相互の関係は必ずしも平等ではなかったが、諸侯間の平時の善隣友好、戦時の攻守をはかったという<sup>(12)</sup>。これは、国家間における勢力均衡をはかった古典的な一例といえるかもしれない。

2. ところで、最近の国際法の専門書・論文等では、国家が国際法上享有する権利の一部を「基本的」と規定することはあまり見られなくなった。Oppenheimは、19世紀の最後の20年に至るまで（すなわち、1880年ごろ

---

(12) 入江『中国古典…』、96-129頁。

まで)、すべての学者が国家は基本的権利及び義務をもつとしていた、しかし、若干の学者はこのような考えを否定するようになった、と述べている<sup>(13)</sup>。

しかし、例えば、Pilletは1898年、またGidelは1925年にそれぞれ発表した論文で、いずれも自己保存権、独立権、平等権、名誉権（国の威厳を尊重せしめる権利）及び国際交通権の五つを国のもつ基本的権利としている<sup>(14)</sup>。したがって、20世紀になっても国の基本的権利の存在を唱える学者がいたことがわかるが、そのような学者が次第に少なくなったことは事実であろう。Oppenheimの著書の第9版の編者も「基本的権利という観念は『人気を失なう』(fall into disfavour)ようになった。」と述べている<sup>(15)</sup>。

使節権は国際交通権の重要な一部であるが、この表現を耳にすることも少なくなった。1961年4月18日に作成された外交関係に関するウィーン条約（1964年4月24日効力発生）にも使節権の語は使用されていない<sup>(16)</sup>。

3. かつて国の基本的権利の一つとされた国際交通権の特質は、国が他の国に対し、一方的にこれを主張できないということであろう。前述の外交関係に関するウィーン条約は、第2条において「諸国間の外交関係の設定及び常駐外交使節団の設置は、相互の同意によって行なう。」と規定しているが、これは外交関係の開設にしても使節権の行使にしても、関係国の間の合意（*mutuus consensus*）の下で行なわれなければならないことを明文で示したものである。国際会議出席・投票の権利や条約締結権にしても、一国がこれらを一方的に主張できない点では同じである。

## 国際機関と主権・平等権・国際交通権

1. 興味をもたれるのは、かつて国の基本的権利とされたもの、とくに主権及び平等権の概念に対し、国際機関、とくに第2次大戦後に出現した国際機関のいくつかが重要なインパクトを与えているという事実である。

---

(13) Oppenheim, *International Law*..., I, 158—9.

(14) A. Pillet, "Sur les Droits Fondamentaux des Etats dans l'Ordre des Conflits qu'ils font naître" dans *Revue Générale de Droit International Public*, Tome V (Paris: A. Pedone, 1898), p.68; Gilbert Gidel, "Aspect Général de la Théorie Classique des Droits Fondamentaux des Etats" dans *Recueil des Cours*, Tome 10 (1925 V) (Paris: Hachette, 1927), p.541.

(15) Jennings *et al* (eds.), *Oppenheim's*..., I, 331.

(16) 横田喜三郎『外交関係の国際法』（有斐閣、1963年）、38、40、44—5頁。

すなわち、横田洋三教授のいわれるように、国際機関の発達に伴ない、主権の至高性・絶対性が崩壊し、また平等権の変質が見られるようになったのである<sup>(17)</sup>。国家間の平等が長い年月を経て実現し、その結果、国家よりおそく出現した国際機関では構成国の間の平等が当然視されることになったと筆者は考えているが、そうであれば、近年、一部の国際機関で「平等」の意味が実質的に解釈されるようになったのは歴史の皮肉といえるかも知れない。

国際交通権にしても、国際機関の多くが会議に参加し、第三国と条約を締結するようになり、また一部の国際機関は使節権を行使している。このような状況の下で、現在、国際交通権を含む国の基本的権利の新しい定義が求められているとあってよいのではなからうか。

2. 筆者がこれまで本紀要等で取上げて来た欧州共同体(またはEU)の使節権というテーマは、国際機関が第三国及び他の国際機関との間で常駐使節を派遣し、接受するという、これまでほとんど見られなかった新しい法現象を扱ったものである。使節権は、主権及び平等権と同様、伝統的に国家のみがこれを保持するとされていたが、欧州共同体は第三国及び他の国際機関の同意を得て、1952年以降、これを幅広く行使している事実に着目したものである。

いまや高度に発達した国際機関は、(イ)第三国及び他の国際機関と交渉し、協定を締結する、(ロ)国際会議に出席して発言し、また議決に加わる、(ハ)他の国際機関のメンバーまたは準メンバーになる、(ニ)域外の国・地域に選挙・停戦監視団等を派遣する、(ホ)さらにEUのように使節権を行使する、といったさまざまな方法で国際交通に参加している。すなわち、一部の国際機関は、「他の国家(及び他の国際機関)との関係を取り結ぶ能力」を、加盟国のみならず域外の国際法主体(少なくともその多く)から認められるようになったのである。

このような状況の下で、今後は国際交通権を含む国の基本的権利の概念が国際法学者によって再検討の対象となり、少しずつ「人気を回復する」(regain favour)ようになるのではなからうか。

---

(17) 波田野里望・小川芳彦編『国際法講義(新版増補)』(有斐閣、1998年)、291頁。

## Ⅱ 国がもつ使節権・欧州共同体がもつ使節権 (1)

### 欧州共同体の外交関係の特殊性

1. 欧州共同体が域外主体、とくに第三国との間に設定する外交関係が国家間の外交関係と相違するとすれば、最大の相違点は、ある第三国について欧州共同体加盟国及び当該第三国の間の外交関係並びに欧州共同体及びその国の間の外交関係が並存する状況が作り出されるということであろう。これに関連し、いくつかのポイントを指摘しなければならない。

(イ) Louis は、第三国においては EU 理事会の議長国がその任期中、欧州委員会とともに欧州共同体を代表するが、この重複 (overlap) はヨーロッパ統合の現段階では避けることができない (inevitable) と述べた<sup>(18)</sup>。ある第三国 (及び国際機関) の許に派遣されている加盟国の大使のうち理事会の議長国の大使が、委員会代表とともに共同体を代表するとの趣旨であるが、議長国がその国と外交関係をもたない場合もあり得る。なお、リスボン条約は効力を発生したが、欧州対外活動庁 (European External Action Service) はまだ発足しておらず、対外面で理事会及び委員会の間にどのような関係が構築されていくのか、観察をつづけなければならない。

(ロ) 外交関係が国及び共同体の二つのレベルで存在する場合、欧州共同体本部の所在国、すなわちベルギーが外交関係をもたない第三国が欧州共同体とは外交関係をもつ可能性が生ずる。実際に見られたケースを一つ挙げたい。

ベルギーの植民地であったコンゴは 1960 年 6 月 30 日独立し、ベルギーと外交関係を樹立したが、翌 7 月 13 日、これを断絶した。しかし、同国は EEC に対する初代代表として Joseph Mbeka 大佐を任命、EEC 理事会及び委員会はこの任命に同意し、ハルシュタイン委員長は 1961 年 7 月 19 日、その旨をコンゴ政府に通知した。10 月 5 日、Mbeka 大使は同委員長を表敬訪問、かくて同大使は公式活動に入った。ベルギーは同大使の任命にアグレマンを与えた理事会の構成メンバーであるから、国交のない国から

---

(18) Jean-Victor Louis, *The Community Legal Order* (European Commission, "European Perspective") (3rd Ed.; Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities, 1995), pp.76-7. フランス語版では、"overlap" は "dualité" となっている。

ブリュッセルに本部がある EEC に常駐する代表が赴任することに同意したことになる。コンゴがベルギーと外交関係を再開し、初代代表として Sébastien Kini 公使を臨時代理大使の資格でブリュッセルに派遣したのは 1962 年 3 月のことである<sup>(19)</sup>。

(ハ) いわゆる分裂国家との外交関係についても問題が生じ得る。最近の例は北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）で、EU は 2001 年 5 月 14 日、同国と外交関係を設定したが、EU 加盟国（当時は 15 ヶ国）のうちフランス及びアイルランドは北朝鮮と外交関係をもっていなかった。（アイルランドは 2003 年 12 月 10 日、同国と外交関係を樹立した。）<sup>(20)</sup>

EU 及び EU 加盟国は、中国との関係についても、台湾が現実存在する以上、その調整に困難を感ずることもあり得るのではないか。

(ニ) Louis は、欧州共同体に派遣されている第三国の代表部につき、これら代表部は「伝統的な外交機能、すなわち代表、交渉及び連絡（traditional functions of diplomacy: representation, negotiation and communication）」を行なっている、と述べる<sup>(21)</sup>。欧州委員会がもつ域外代表部の職務も基本的には同じであろう。リスボン条約が効力を発生したあと、これら代表部は EU の代表部となったので、なおさらそのようにいえるであろう。

拙見であるが、ある第三国に EU 加盟国の全部または一部が大使館を置き、同時に EU が代表部を開設している場合、たとえ事前に協定があったとしても、それぞれの職務領域に対し、事実上、相互に何等かの影響を与え合うことはあり得る、といてよいのではないかと<sup>(22)</sup>。また、ある第三

---

(19) ベルギー領コンゴは EEC 設立条約第 131 条の規定により EEC に連合されたが、独立後 AASM (Associated African States and Madagascar) の一つとなった。1960 年 10 月 19 日の EEC 理事会の決定により、AASM が EEC と外交関係を樹立する場合も代表を任命する場合も EEC 側の同意は必要とされず、また代表による信任状の提出も不要とされた (M. Virally *et al* (éds.), *Les Missions Permanentes auprès des Organisations Internationales* [Bruxelles: Bruylant, 1971], I, 735—6)。なお、Mbeka 大使は 1965 年まで在任したので、コンゴは一時期ブリュッセルに二つの外交使節団を置いていたことになる。同大使のあとを襲った Bernardin Murgal-Diaka 大使はまず 1966 年 10 月 24 日、ベルギーに信任され、1967 年 1 月 11 日になって EEC に信任された。EEC に対しては、Mbeka 大使の離任後、まず Ernest Kashemwa 公使参事官、つづいて Michel Suminwa 公使参事官が EEC に対する臨時代理大使であった。コンゴがブリュッセルに置いた二つの外交使節団は、1967 年 1 月一つに統合されたことになる。

(20) 『外務省調査月報』2002 年度／No.2、拙稿「北朝鮮と EU・EU 加盟国との関係」を参照されたい。

(21) Louis, *The Community*…, p.76。本紀要第 135 号でも引用した (89 頁)。なお、Virally *et al* (éds.), *Les Missions Permanentes*…, I, 795—815 を参照されたい。

国がベルギーに通常の大使館に加えて専任の EU 代表部を設置している場合、相互の間に職務上の境界線をどう引くかの問題が現実には生じないであろうか。このことは、各 EU 加盟国がベルギーに置く大使館及び EU 代表部並びに各 EU 加盟国に設けられている他の加盟国の大使館及び欧州委員会代表部の間の関係についてもいい得るのではなかろうか。

2. このように、欧州共同体及び第三国の間で設定される外交関係の特殊性(国家間の外交関係と併存する結果生ずる)を如実に示す例は多いが、それでは、いつの日にか EU が連邦国家になるとすれば、外交関係が重層的に存在するという状況がその段階で消滅するのであろうか。その可能性は一概に否定できないと思う。

しかしながら、連邦制をとる国であっても、これを構成する支邦が使節権を行使した例は過去に相当数あった。筆者は、われわれにとって、第 1 次大戦前のドイツが好例を提供しているのではないかと考える。前述の北ドイツ連邦では、<sup>ラント</sup>支邦はいずれも能動的使節権を行使した。また、1871 年に成立したドイツ帝国においても、これを構成する各邦は相互に外交使節を交換する権利を有していた。とくにバヴァリアは教皇庁、オーストリア・ハンガリー、イタリア、フランス、ロシア、スイス、ベルギー等に使節を派遣し、第 1 次大戦後にワイマール憲法が施行されたのちも、しばらくの間は教皇庁との外交関係を維持していた<sup>(22)</sup>。

3. EU 加盟国が政治的な理由である第三国と外交代表の交換を行っていない場合はともかく、当該加盟国が財政上の理由でその国に大使館を設置することを当面控えることがある。このような加盟国は、EU の域外代表部に対し、みずからを代表せしめるという任務を託すことができると

---

(22) かかる事態は、国際機関の許に EU 加盟国代表部及び欧州委員会代表部の双方が置かれている場合にも生じ得る (John H. Jackson, *The Jurisprudence of GATT & the WTO* [Cambridge, United Kingdom: Cambridge University Press, 2000], pp.272—3; *The World Trade Organization: Constitution and Jurisprudence* [London: Royal Institute of International Affairs, 1998], pp.49—50)。

(23) 北ドイツ連邦の例を挙げているのは、例えば Alphonse Rivier, *Principes du Droit des Gens* (Paris: Arthur Rousseau, 1896), I, 439. *Aussenpolitik* の 1962 年 10 月号に掲げられた Carl A. Ehrhardt, “Das diplomatische Korps bei der EWG in Brüssel” によると、*Europäische Wirtschaft*, Heft 11 / 60 に掲げられた Karl Schilling, “Diplomatische Vertretungen der Europäischen Gemeinschaften in dritten Staaten” も北ドイツ連邦の使節権に触れているというが (S.660)、筆者は未見である。なお、のち西ドイツ首相となった Ludwig Ehrhardt は、*Aussenpolitik* の 1967 年 6 月号に “Die Aussenbeziehungen der Europäischen Gemeinschaft” を寄稿している (SS.339—349)。

ドイツ帝国が行使した使節権については、例えば、Pradier-Fodéré, *Cours de Droit*..., pp.227—8, n.1.

考えるのではなからうか。その国に大使館を置いている加盟国にしても、財政的な見地から機能の全部または一部を EU 代表部に移すことで大使館を廃止したり、規模を縮小したりすることを望むようになるかも知れない。

筆者は、ある第三国に EU 加盟国の大使館及び EU 代表部が併存している場合、それぞれの職務領域に相互に影響を与え得る、と述べたが、欧州委員会の代表部が EU 全体のそれに衣替えをした現在、加盟国の大使館の「伝統的な外交機能」にどのような影響が加えられていくのか、興味もたれる。

### Ⅲ 国がもつ使節権・欧州共同体がもつ使節権 (2)

欧州共同体が派遣・接受している代表部は、国家間で交換される大・公使館と比較するならば、さらにいくつか特異な点を有する。

1. 二つの国家の間で外交使節が交換される場合、両国間にはすでに一方から他方への承認が行なわれ、その結果外交関係が成立している場合が多い。ただし、外交使節を派遣・接受することにより、派遣国が接受国を黙示的に承認する場合もある。

EEC 及びコメコンが相互承認したケースはあるが（本紀要第 127 号、71-2 頁）、欧州共同体と第三国との間では、一方が他方を明示的に承認するというステップを踏むことなく、両者の合意によって外交関係を設定し、また使節を派遣・接受することが一般的である。

2. 欧州共同体に対する第三国の代表にかかわる儀典事項は、欧州委員会が刊行する外交団リストに含まれている“Vade-mecum à l’usage du corps diplomatique”に詳述されているが、内容は国から国へ派遣される外交代表について順守されている儀典事項とほぼ同じである<sup>(24)</sup>。

しかし、一国を他の国で代表する大・公使の場合と異なり、欧州共同体

---

(24) EC 委員会（のち欧州委員会）の外交団リストに“Vade-mecum”が掲げられるようになったのは 1997 年 1 月版からで、それ以前には、第三国代表向け及び AASM 代表向けの 2 種類のマニュアルがあって委員会が外交団に配布していた。なお、AASM 19 カ国は、1975 年 2 月 28 日に第 1 次ロメ協定が調印されたあと ACP 諸国の一部となった。しかし、EEC（EU の発足後は欧州共同体）に対する旧 AASM の代表及び EEC 条約第 238 条に基づいて EEC に連合した国（現在はトルコのみ）の代表に対しては、第三国代表とはやや異なる接遇が与えられている。Virally *et al* (éds.), *Les Missions Permanentes*…を参照されたい (1, 734—7)。

に対する第三国の代表は、リスボン条約の実施までは EC 理事会議長及び欧州委員会委員長の 2 人に信任された。1966 年 2 月の「ルクセンブルグの妥協」<sup>(25)</sup> までは、EEC 及びユーラトムに対する第三国の代表はそれぞれの委員会委員長に対して信任状を提出していたが、フランスはこれに強い異議を唱え、他の加盟国は同国に妥協したのである。(ECSC の場合は、「ルクセンブルグの妥協」後も、EC 理事会及び委員会が成立する 1967 年 7 月まで、第三国の代表は最高機関議長のみに信任された。)

筆者は、個人的にはフランス政府の主張は正しかったと考えている。欧州共同体または EU には国家元首に相当するポストがない以上、第三国の代表が EC 理事会 (のち EU 理事会) 議長及び EC 委員会 (のち欧州委員会) 委員長の双方に信任されることはむしろ当然ではなからうか。国家の場合は使節権が誰に帰属するかは明確であるが、欧州共同体または EU の場合は必ずしもそうではないのである。とくに能動的使節権については、EEC 及びユーラトムの草創期、これら共同体の委員会が行使を始めたが、一部の加盟国の反対もあって現在の形式・内容を備えるのに時間がかかった。これは、本紀要第 135 号の記述から明らかであろう (99-100 頁)。

リスボン条約が効力を発生した 2009 年 12 月以降の EU に対する第三国及び ACP 諸国の代表の信任ぶりがどうなったかについては、改めて別の稿を起し、詳述することとしたい。

受動的使節権についてなお一言したい。「ルクセンブルグの妥協」が成立する以前のことであるが、EEC に対する第三国代表の信任状提出にかかわる儀式 (関係者の間で “tapis rouge” と呼ばれていた。) をフランスが嫌った。Salmon は、EEC 委員長 (ハルシュタイン) は信任行為に「特別の輝き」(éclat particulier) を与えるため儀礼を重視し、国家間で守られている慣習をそのまま取り入れ、華美なものにした、と述べている<sup>(26)</sup>。Oppenheim は、国家元首は大・公使が信任状を提出するにあたり、彼を “with all the usual ceremonies” をもって厳粛に接見する義務がある、と述べたが<sup>(27)</sup>、ハルシュタイン委員長も同じ義務を感じていたのであろうか。それはともかく、

---

(25) 「ルクセンブルグの妥協」については、本紀要第 125 号、177—8 頁。

(26) Virally *et al* (éds.), *Les Missions Permanentes*..., I, 728.

(27) Jennings *et al* (eds.), *Oppenheim's*..., I, 1064.

1966年2月1日付 *Le Monde* 紙上で Paul Fabre 記者がいうように、「ルクセンブルグの妥協」は“tapis rouge”をどうするか点にはふれなかった(2面)。

欧州委員会(のち EU)が域外の国に派遣する代表の場合は、信任手続は少なくとも初期の段階では simple なもので、“tapis rouge”からは程遠いものであったと考えられる。

Oppenheim は、国際機関が使節権を享有する場合、その設立条約及び同条約に基づいて制定される規則がこの権利を行使する者または機関(person or body)を定める、と述べている<sup>(28)</sup>。彼のいう「使節権」が厳格な意味における国際法上の権利をさしているか否かははっきりしないが、それはともかく、欧州共同体のように、設立条約等に明確な関連規定を置かない国際機関も存在するのである。

3. 欧州共同体が第三国及び国際機関に派遣した初期の代表部は、そのほとんどについては full-fledged な外交代表部とはいえなかった。そもそも、それは EC 委員会(のち欧州委員会)の前身となる最高機関・委員会の代表部であって、欧州共同体の代表部ではなかった。また、1993年に欧州委員会が発足したあとも、その域外代表部のステータスは、接受する国・国際機関により必ずしも同一ではなかった。信任手続に関しても、欧州委員会は域外に派遣する代表については当初 simple なものであったとしても、これを第三国の使節並みのそれに引上げる一方(例えば、代表は任国の外務大臣ではなく元首に提出し、また任国が発行する外交団リスト上で各国大・公使と同じように扱う。)、域外代表の間に見られたステータスの差をなくすことに努力し、かなりの成果を挙げた<sup>(29)</sup>。

ブリュッセルでは、欧州共同体に対する第三国の代表は国家間で交換される外交使節とほぼ同一の扱いを受けているが、筆者は、この事実は欧州委員会が第三国に対し、これらの国に置く委員会代表部の格上げを求める際に有利に働いたと考える。いわゆる「相互主義」の援用を主張できるからである。

---

(28) Jennings *et al* (eds.), *Oppenheim's*..., I, 1057.

(29) 本紀要第 128 号、拙稿、84—5 頁、『外務省調査月報』2007 年度 / No.1、拙稿、25—9 頁。

拙見であるが、リスボン条約の実施により欧州委員会の域外代表部はいずれも EU 代表部となり、これにより EU の使節権は、形式上、能動面でも受動面でもようやく平等に行使されることになった、といえるのではなからうか。また、前述のように、これまでは接受国により欧州委員会代表部の扱いが違っていたケースがあり、この相違が次第に縮小する傾向が見られたが、今後はこの傾向がますます強まるのではなからうか。

4. 一つの国際機関は通常いくつかの機関 (organs) によって構成されるが、これらの機関が加盟国の一つに設置されず、複数の加盟国に分散されて置かれる場合がある。

ある国 (加盟国・第三国のいずれを問わない。) がそのような国際機関に常駐代表を派遣する場合、その数を複数とする事態が生じ得る。国連の場合、多くの加盟国は国連本部のほか、ジュネーヴ、ウィーン及びナイロビにある国連事務局のそれぞれに代表を常駐せしめているが、EU については加盟国も第三国もブリュッセルのみに代表部を置いている。しかし、ルクセンブルグ、ストラスブール、フランクフルト等にある大使館または (総) 領事館が、事実上、欧州司法裁判所、欧州議会、欧州中央銀行等に対する代表部の役割を果たしている場合もあろう。将来、EU の発展に伴ない、これらの都市にブリュッセルにある代表部の分館が設置される可能性も一概に排除すべきではないと思う。

また、ある第三国の首府に置かれる EU 代表部が、その国の首府以外の重要都市に分館を設置する場合もあり得よう。これまでも、欧州委員会の在米代表部がニュー・ヨーク及びサン・フランシスコに分館を置いた例があった (本紀要第 128 号、91 頁)。ある国に置かれる代表部が地方に広報センターをもつ場合もある。例えば、在トルコ代表部は 1996 年 Gaziantep に広報センターを開いたが、その後も 10 ヶ所以上に設置、2010 年 3 月 18 日、新たに Eskişehir にセンターを開設した。

5. 国以外の国際法主体 (不完全主権国、国際機関等) が他の国際法主体と常駐代表を交換する例は過去にもあった<sup>(30)</sup>。しかし、かかる代表の赴任・接受について準拠すべき一般的な国際法は存在しない。国家間を往来する外交使節にかかわる慣習国際法 (1961 年に外交関係に関するウィーン条約が採択されたあとは同条約) を類推援用するにしても限界があるか

もしれない。

欧州共同体に関しては、EU 理事会及び欧州委員会がいくつかの国際機関の許に代表部または連絡事務所を置き、またいくつかの国際機関が欧州委員会に連絡事務所を設置して来た。国際機関をのぞく非国家主体についても、欧州委員会とこれら非国家主体との間に連絡事務所の交換が行なわれて来た。その状況は、本紀要第 123—127 号で概観した通りである。

非国家主体は、国家と異なり、国際法上の行為能力が制約されている。さらに、行為能力の制約の度合が非国家主体によって違う。国と非国家主体との間の公式関係に関する国際法が存在しないことは前述の通りであるが、非国家主体同士の間で公式関係が生れた場合は、準拠すべき法規範がそれ以上に欠落している。

欧州委員会が非国家主体の許に置き、またこれら非国家主体が欧州委員会に派遣する連絡事務所のステータスについては、その個々について正確な情報を集め、検討しなければならないが、欧州共同体が高度に発達した国際機関であることを考えると、これが他の非国家主体、とくに他の国際機関と公式に、また継続的に接触する場合、それぞれの加盟国の合意の下に新しい国際慣習（法）が創出される可能性を孕んでいるといえないであろうか。

EU 理事会がジュネーヴ及びニュー・ヨークに置く連絡事務所が、リスボン条約の下で、欧州委員会がこれら 2 都市にもつ代表部と合体するか否か、合体するとすればそれはいつか、この点につき筆者は詳しい情報をもっていない。それはともかく、条約の効力が発生する前の 2009 年 9 月 22 日、筆者は在ジュネーヴ事務所の Dimitris N. Iliopoulos 大使から E メールをいただいたが、これによると同大使が着任した (take office) のは 2008

---

(30) Calvo は、完全な独立国となる前のルーマニアの例を挙げている。クリミア戦争後のパリ講和会議（1856 年）で、それまでオスマン・トルコに臣属していたモルダヴィア及びワラキア両公国に対し、それぞれ大公を選任することが認められたが、両公国の議会は同一人物を大公に選出し、1861 年、二つの公国は統合し、ルーマニアと称する自治国になった。Calvo によると、ルーマニアはオスマン帝国に対し代理公使 (chargé d'affaires) を派遣したが、彼は帝国からはそのような扱いを受けず、公的性格も認められなかった、またルーマニアは他のいくつかの国の宮廷にも使節を置いたが、非公式に (à titre officieux) 接受され、外交団に加えられなかった、しかし諸外国はルーマニアに対し、国際法でいう使節を派遣していたという (Carlos Calvo, *Le Droit International Théorique et Pratique* [5e éd.; Paris: Arthur Rousseau, 1896], III, 193)。なお、ルーマニアは 1878 年のベルリン会議により独立を認められた。

## 欧州共同体の使節権をめぐる

年2月4日であるが、信任状を在ジュネーブ国連事務局長に提出したことはないとのことであった。代表部は国連事務局に着任通知を出し、また Iliopoulos 大使は国連事務局長を表敬訪問したであろうが、「特別の輝き」をもつ信任行為はなかったのである。在ニュー・ヨーク事務所長にしても同じことであろう。換言すれば、EU 理事会事務所については、これまでの国際機関同士の間慣行が守られていたようなのである。しかし、今後はどうであろうか。

6. 欧州共同体と同じ所在地（ブリュッセル）にある国際機関（北大西洋条約機構 = NATO、西ヨーロッパ同盟 = WEU 等）に対しては、それとの関係が欧州共同体にとりいかに重要であり、また緊密であるとしても、欧州共同体がこれに常駐代表を派遣することは実際問題としてあり得ない。これは、二つの国家が地理的にきわめて近接していても原則として相互間に外交代表が交換されることを考えると、欧州共同体のもつ使節権の一つの特色といえるであろう。

7. 国際機関に派遣される加盟国代表は、外交使節に与えられる大使等の資格のほか“Head of Mission”、“Representative”等のタイトルをあわせてもつが、これは欧州共同体に対する第三国の代表についてもほぼ同様である。欧州委員会が第三国及び他の国際機関に派遣する代表も一般に二つのタイトルをもっていた。ただし、欧州共同体が発足してかなりの期間を経てこのような慣習が定着したのであって、当初は代表の資格はまちまちであった。

8. 欧州共同体または EU に対する第三国代表に付与する外交特権・免除について、共同体または EU 自体がこれを付与する訳ではない。ホスト国の政府に依存するほかない。この点、一国がその国に信任される外交代表に特権・免除を与えるのと違うのである。前述したように、ベルギー及びコンゴ（旧ベルギー領）の間に外交関係が途絶していた時期に後者が EEC 代表をブリュッセルに派遣したが、これは前者にとって awkward な事態であったかも知れない。

——これを要するに、国際機関の使節権行使は歴史が浅く、これをめぐる規範が十分に熟していないのである。欧州共同体及び第三国の間で交換される代表は、すでに述べたように、特命全権大使、大使等の通常の外交

使節に与えられる資格に加え、“Head of Mission”等のタイトルを併せ持つ。信任手続、特権の内容等も必ずしも一定していない。ACP 諸国、とくに旧 AASM の代表と一般第三国の代表との間には信任手続の差がある。国際連盟が発足した際、これと非連盟国及び連盟を脱退した国の連絡事務所との関係はさまざま形をとったが<sup>(31)</sup>、欧州共同体（そしてその加盟国）及び第三国も創成期の悩みを経験せざるを得なかったのである。

9. 一般論であるが、二つの国家の間に外交関係が存在しない状態が非常に長期間つづくという事はあり得ない。この関係が full なものではない場合も同様である。国家間に何等公式な関係が長年月存在しないというのは「自然の理」に反するのである。筆者は、1982年1月18日付 *International Herald Tribune* を読んでいたとき、イギリス及びヴァチカン市国が前々日の16日、外交関係を大使級に格上げするための協定を締結、450年に及ぶ非正常な関係が終わりを告げた、という記事（UPI 電）を発見した。さらに、*The Times* (London) の同年3月5日付（それぞれ9面、14面）等でも関連記事があった<sup>(32)</sup>。

田岡教授は、国際社会はいわゆる合意的社会 (association contractuelle) で、国家の構成要素を備えた団体については、時間的遅延はあっても必ずその加入を認める、と言われる<sup>(33)</sup>。1982年、イギリス及びヴァチカン市国が

---

(31) Virally *et al* (éds.), *Les Missions Permanentes*..., I, 58 - 61.

(32) ヘンリー 8 世 (在位 1509 - 47 年) は生涯を通じてカトリックの正当性を擁護し、宗教改革に反対したことで知られるが、1527 年、王妃キャサリンとの結婚を無効にしようとして教皇クレメンス 7 世と対立した。ヘンリー 8 世の死後、イギリスにおける宗教改革が進展、エリザベス 1 世 (在位 1558 - 1603 年) の下にアングリカニズムが確立した。エリザベス 1 世は 1563 年「三十九箇条」を發布、カトリック教会との争いは頂点に達し、1570 年、教皇ピウス 5 世は女王を破門、イギリス国教会 (アングリカン・チャーチ) が成立するに至った。

周知の如く、ヴァチカン市国の成立は、1929 年 2 月、イタリア政府及び教皇庁が取り交わしたラテラノ協定に基づく。イタリアが一つの王国に統一されたのは 1861 年のことであるが、同国は当初教皇庁と対立していた。当時すでに教皇庁の許に外国使臣が駐在していたようで、1871 年 5 月、イタリア議会は彼等に外交上の不可侵権を与えることを認めたが、教皇ピウス 9 世はこれを拒否した。ピウス 9 世の後継者たちもイタリア国家の存在そのものを否定したが、この状態がラテラノ協定の締結までつづいたのである。

関連記事によると、イギリス及び教皇庁の公式関係の設定は第 1 次大戦当時にさかのぼる。(したがって、450 年前のことというのは正確ではない。) ヴァチカン市国はまだ存在していなかったが、イギリスは、1914 年、教皇庁 (3 月 18 日付 *The Times* は “papal court” といっている。) に “special mission” を設置、Sir Henry Howard を館長として派遣した。一方、9 年後、教皇庁の代表部がロンドンに開設されたが、公的なステータスをもたなかつ (次ページにつづく)

大使級の外交関係を樹立したのはやや異なる事例であって、むしろ1960年代以降の国際社会では2ヵ国間の外交関係は大使レベルが一般的となり、長期間にわたりそれ以下のレベルで公式関係を継続存在することはもはや不自然であることを如実に示したケースと考えるべきであろう。

10. EUの場合、当初は一部の第三国のそれぞれといわば個別的に交通を行っていたが、時日の経過と共にそのような第三国の数が増加したため、現在では、社会主義国を含む国際社会のほとんどすべての構成員がEUの存在を認め、これと交通をなすに至った、結果としてその態様（とくに能動面）も次第に一樣になって行った、といえるのではなからうか。

#### IV 「承認」、「外交関係」等の表現

1. これまで見て来たように、EUまたは欧州委員会が域外の国際法主体、とくに第三国と外交関係を設定・維持し、またこれら主体と代表部はまたは連絡事務所を交換してきた（そして、代表部のほとんどに対し、接受側は通常の大・公使館に対すると同様な外交ステータスを付与してきた）事実を如何に説明すべきか。そもそも、EUを含む国際機関が非加盟国等と公式関係を樹立する場合、この関係を「外交関係」と形容したり、また国

---

た。1938年になって教皇庁代表は“apostolic delegate”のタイトルを付与され、また、1979年に至り、特別措置として代表部により外交特権が付与された。いずれにせよ、両国間には外交関係が存在していたのであるが、ようやく1982年になってこれが大使級に格上げされたのである。同年3月18日、Monsignor Bruno Heimがpro-nuntioの資格でイギリス女王に信任状を捧呈し（彼のタイトルは、それまで8年間、apostolic delegateであった。）、また4月2日付 *The Times* によると、イギリスのSir Mark Heath大使が教皇に信任された。（同紙は正確な信任日を示さず。）

周知の如く、1815年のウィーン規則は外交使節の階級として大使、全権公使及び代理公使の三つを定めたが（1818年、各国は全権公使及び代理公使の間に弁理公使の階級を加えることに合意した。）、1961年に採択され、1964年4月24日に効力を発生した外交関係に関するウィーン条約は弁理公使の階級を廃止、ふたたび大使、公使及び代理公使の3階級を定めた（第14条第1項）。ちなみに、外交使節の階級が三つまたは四つに定められるまでの状況及び各階級に“extraordinary”等の形容詞が付する慣習の起源については、Satow, *A Guide*..., pp. 237-248。

Satowによれば、第2階級の教皇庁使節には、internonce apostolic, envoy extraordinary and delegate apostolic または delegate apostolic のタイトルが用いられたという（243頁）。*The Times* が報じたように、在英教皇庁代表のタイトルが1938年になって“apostolic delegate”になったということは、彼がこの年、全権公使に相当するランクに昇格したと解釈してよいと思う。

(33) 田岡良一『国際法講義』（有斐閣、1955年）、119 - 123頁。

際機関が派遣・接受する代表部・連絡事務所が *caractère diplomatique* をもつと主張したりすることは可能なのであろうか<sup>(34)</sup>。また、EU の対外能力の内容を語るにあたり、国家の場合と同様に「使節権」、「アグレマン」、「信任」等の表現を使用することができるのであろうか。

さらにいえば、EU は域外主体と「外交関係」を開設する前提として、一方が他方を明示的または黙示的に「承認」するのであろうか。もしそうだとすれば、この承認の効果は一体どのようなものと解釈すべきか。例えば、ある第三国が欧州共同体を「承認」することで前者は後者に国際法主体としての資格を付与することになるのか、または、後者はすでに国際法主体としての資格（たとえ限られた範囲であっても）をもつとして、前者は承認行為を通じてこの事実を確認（*acknowledge*）するのか。

これらの点については、すでにさまざまな学説が唱えられている。筆者も『外務省調査月報』2007 年度／No.4 に寄せた稿で若干の見解を述べさせて頂いた。筆者は、第三国による欧州共同体の承認については、その効果は創設的なものであって、承認を通じて前者は後者に一定の国際法上の権利・義務の帰属を認める、と解釈するが、如何であらうか。もちろん、欧州共同体ないし EU は、現段階では国際機関であって連邦国家ではない。したがって、「承認」という用語自体を厳格に解釈し、そもそも国際法上、第三国が欧州共同体を含む国際機関を「承認」することはあり得ない（もちろん、欧州共同体が第三国を「承認」することは論外である。）、と主張される学者もおられよう。

2. それはともかく、欧州共同体は発足以来「外交関係」の表現を頻繁に使用してきた。事例は枚挙にいとまがない。

三つの共同体のうち最初に呱呱の声をあげたのは ECSC であるが、最高機関の一般報告を読むと、“*relations de caractère diplomatique*” の表現が頻出することに気付く。例えば、第 11 次報告（1962 年 2 月 1 日—1963 年 1 月 31 日の期間をカバー）、ポイント 58、第 12 次報告（1963 年 2 月 1 日—

---

(34) Salmon は、欧州共同体及び第三国（EEC—現在の EC—に連合された諸国を含む。）の間の関係にこの *caractère* を認めることができると述べるのみならず、加盟国が EU 理事会の許に設置している代表部も伝統的な外交機能を果している、と記述する（Virally *et al* (éds.), *Les Missions Permanentes*..., 1, 641—2, 718—721）。

1964年1月31日)、ポイント59、第13次報告(1964年2月1日—1965年1月31日)、ポイント62等にこの表現が見出される。また、第13次報告は、同じ箇所では“relations diplomatiques”の表現を使用している。

EEC委員会及びユーラトム委員会の一般報告も、当初から“relations diplomatiques”の表現を使っていた。例えば、EEC委員会の第3次報告(1959年3月21日—1960年5月15日)、ポイント389、第4次報告(1960年5月16日—1961年4月30日)、ポイント209、ユーラトム委員会の第5次一般報告(1961年4月—1962年3月)、ポイント186、第6次報告(1962年3月—1963年2月)、ポイント246等においてである。例えば、EEC委員会第3次一般報告は、1960年5月15日現在、17ヵ国がEECと外交関係を樹立することを求め、EECの関係機関(注 理事会及び委員会をさすと考えられる。)の同意を得ている、と述べている。また、ユーラトム委員会の第1次一般報告(1958年1月—9月)は第三国及び国際機関がユーラトムとの関係を設定したのは主としてこれら国及び国際機関のイニシアティヴによるもので、これは注目に値する、と記述している(ポイント95)。

EEC委員会の第9次一般報告(1965年4月1日—1966年3月31日)は、東アフリカ3ヵ国(ケニア、ウガンダ及びタンザニア)で構成される代表団が、1965年3月1日—8日、EEC側と行なった交渉の過程で、交渉の再開(同年9月に予定されていた。)までにEECと「外交関係」(“diplomatic relations”)を設立する計画である旨を述べた、と記述している(ポイント326)<sup>(35)</sup>。ここでは、何故か外交関係の表現に引用符を付しているのである。

これら最高機関及び二つの委員会のみならず、1967年7月に発足したEC委員会及びその後身にあたる欧州委員会の一般報告及び月刊の*Bulletin*も「外交関係」の表現を随所で使用している。

外交関係の設定については、EU理事会及び欧州委員会が合意の上決定する。例えば、欧州委員会の1998年一般報告は、EU理事会及び欧州委

---

(35) ケニア等3ヵ国が東アフリカ共同体(East African Community)を結成したのは1967年12月1日であるが、3ヵ国は1963年7月、EECがAASMと同様な経済構造を有する国に対して行なった呼びかけに応じ、これと連合協定を締結すべく交渉を開始することとなった。この際、3ヵ国は単一の代表団を組織した。EEC及び東アフリカ3ヵ国は、1969年9月24日、協定に調印した(1971年1月1日、効力発生)。

員会がボスニア・ヘルツェゴヴィナと外交関係を樹立することを承認したと述べ（ポイント958）、また1999年一般報告はEU理事会及び欧州委員会がミクロネシア及びナウル両政府との外交関係の開設につき同意を与えた、と記述している（ポイント886）。

3. 欧州共同体は、実際に「承認」の表現を使用している。本紀要第135号の拙稿でも述べたように（112-3頁）、1988年6月、EEC及び経済相互援助会議（コメコン）は公式関係を樹立し、ソ連、東ドイツ、チェコスロヴァキア、ブルガリア及びハンガリーはEECに対しそれぞれが外交代表部を信任せしめる決定を行なったが、EC委員会が同月発行した*Bulletin*は、これを「正式な承認行為」（an act of formal recognition）であると述べている（ポイント1.4.3）。また、EEC及びコメコンの間の公式関係樹立に至る背景には、両者は相互承認すべきであるとのソ連・東欧諸国の主張があった。

新国家が成立する場合と異なり、国際機関が新しく発足し、国際交通に参加しようとする場合、非加盟国及び既存の他の国際機関が当該国際機関を明示的に承認することは原則としてない。他の国際法主体が例えばこれと条約を締結することがあっても、両者ともこの行為が相手に対する承認を構成するとは考えないようである。またある国際機関が国際会議に出席し、または他の国際機関にメンバーまたはオブザーバーとして加わることを認められても、国際社会による当該国際機関の承認とは看做されないであろう。

1988年、ソ連圏諸国はEECに外交代表を信任せしめることとし、またこれを実現させたが、コメコン自体がEECに外交代表を派遣した訳ではない。国際社会の組織化が進んでいるが、現段階では、既存の国際法主体がある国際機関と公式関係を設定しても、*ipso facto*（事実それ自体によって）、当該国際機関の承認に付随する行為であるとは看做されないのである。ただし、欧州委員会がパリ、ジュネーヴ、ニュー・ヨーク、ウィーン、ローマ、アデイス・アベバ及びストラスプールの6都市に本拠を置く国際機関の許にそれぞれ設置している代表部については（付記3参照）、関係国際機関及びホスト国（その一部はEU加盟国）の政府により diplomatic status を付与されている可能性が高い。この点についてはさらに情報を収集し、

検討を行なう必要がある。

それにしても、EEC及びコメコンが相互承認したことは国際法の観点から興味もたれる。拙見であるが、二つの国際機関は付与された任務の内容があまりにも異なり、また相互に体制を異にする国をメンバーとする組織であればこそ「承認」という手続が必要であったのではなかろうか。

4. 本紀要第135号で述べたように、1990年代初頭、ソ連及び旧ユーゴが分裂、多くの独立国が誕生した際、EC理事会はソ連及び東欧の新生国の正式承認に関するガイドラインを採択した(113頁)。これは「集团的承認」に近い行為と見てよいのではなかろうか。

2008年2月27日、コソヴォがセルビアからの独立を一方向的に宣言した際は、EU理事会はその承認を各加盟国の裁量に委ねざるを得なかった。本紀要第134号で述べたように、EU加盟国の一部はコソヴォの独立を承認したが、これに反対する加盟国もあった(144-6頁)。EUは「コソヴォ共和国」を集团的に承認することができなかったのである。ただし、コソヴォの独立に反対した加盟国が、将来その態度を改める可能性は残されている。

## おわりに

1. 本紀要にこれだけのスペースを頂きながら、筆者はまだ欧州共同体の使節権、さらに広くいえば国際機関の国際交通権について語り尽したとは思っていない。このテーマは新しく、興味深く、しかも今後どのような展開を見せるか予想ができないほど底が深く、また幅が広いものである。

筆者はいったん擱筆するが、リスボン条約の下における欧州共同体の能動的・受動的使節権の行使状況がある程度明らかになったとき、そして欧州対外活動庁が発足し、活動が軌道に乗ったときは、欧州委員会の外交団リスト(従来のタイトルは *Corps Diplomatique accrédité auprès des Communautés Européennes et Représentations auprès de la Commission* であったが、条約実施後は *Corps Diplomatique accrédité auprès de l'Union Européenne et de la CEEA* と改題された。なお、[付記1]で述べるように、冊子の形ではもはや発行されていない。)の新しい“Vade-mecum”の内容

の紹介とあわせて、本紀要に1編の論文を掲載させて頂くことになるかと思う。

2. 既述のように、リスボン条約の下で欧州委員会の域外代表部はEU全体を代表するようになった。本稿Ⅱ1でこのような域外代表部の職務についてふれたが、次に一言書き加えたい。

リスボン条約が実施に移されたいま、EU加盟国及び第三国に置かれている欧州委員会の代表部は、名称のみならず、その性格・任務の内容等を当然変更することになるが、筆者の考えは、その最も顕著なものの一つは、これら代表部がEUの共通外交・安全保障政策（CFSP）を推進するためのtoolになるというものである。CFSPはマーストリヒト条約（1992年2月7日調印、1993年11月1日効力発生）により創設され、アムステルダム条約（1997年10月2日調印、1997年5月1日効力発生）等により補強されたが、1999年6月及び12月にそれぞれケルン及びヘルシンキで開催された欧州理事会において、EU加盟国はCFSPの構成要素として欧州安全保障・防衛政策（ESDP）を強化、とくに“Petersberg tasks”（紛争防止、危機管理及び平和維持）を推進する能力を開発する意志を強調した<sup>(36)</sup>。こうしてEUは、政府間協力の枠内において、また一定の条件の下においては、その外交政策に軍事力の裏付をもたせることになった。リスボン条約の効力が発生したあと、EUの在外代表部の職務領域には、CFSPを含めてこれまでEU理事会が扱ってきた諸事項（すなわち、“Community matters”以外の諸事項）が新たに加わる、したがって各代表部のスタッフも増強され、専門化されると思われるのである。

3. シュレーゲルは、“Der Gegenstand der Historie ist das Wirklichwerden alles dessen, was praktisch notwendig ist.” といった<sup>(37)</sup>。「歴史の目標とは、実践上どうしても必要なあらゆるものの実現である。」といった意味であるが、中世以来、有名・無名を問わず多くのヨーロッパ人にとってヨーロッパの統合はどうしても必要で、その実現が歴史の大きな目標であると思えたことであろう。そして、第2次大戦後のヨーロッパ人の多くもその

---

(36) 欧州委員会、*General Report 1999*、ポイント 635 及び 636。

(37) Friedrich von Schlegel, *Charakteristen und Kritiken I (1796—1801)* (München u.s.w.:Verlag Ferdinand Schöningh, 1967), S.178. この引用文は *Die Athenäums-Fragmente*, Nr.90 である。

ように考え、三つの欧州共同体を発足させ、ヨーロッパ統合に向かって具体的な行動をとることを決意したのであろう。そして、その決意をあらわすため、ECSC（そしてこれにつづく EEC 及び EAEC）の名称に「共同体」（仏 Communauté、伊 Comunità、独 Gemeinschaft、蘭 Gemeenschap）という、おそらく前例のない語を意識的に使用したのではないか。現在、アフリカ共同体（AU）、カリブ共同体（Caricom）、アンデス共同体（Comunidad Andina）、南部アフリカ開発共同体（SADC）、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）等、「共同体」を名乗る国際機関がいくつか存在する。東南アジア諸国連合（ASEAN）も 2015 年の「共同体化」を目指している。「東アジア共同体」の構想もある。また、2010 年 2 月 25 日付朝日新聞によると、中南米・カリブ海地域の 32 カ国が会合、同地域の政治的な統合を強める共同体を創設することに合意したという（6 面）。この合意がいかなる結果をもたらすかは明らかでないが、「共同体」の文字を使用したのはいわば国際的潮流に乗ったものであろう。しかし、もともとこの表現は ECSC にはじまる欧州共同体のため造出された、と筆者は考えるのである。

しかし、いまや ECSC は 50 年の生命を終え、EEC は EC、さらに EU と改称、三つの欧州共同体のうち「共同体」の名称を維持しているのは EAEC のみとなった。「時の流れ」が感じられるのである。

\* \* \*

本紀要に掲載した筆者の拙ない研究成果を読んで下さった方々には心より感謝している。これからは、国際機関の国際交通権という興味あるテーマが、若い有能な研究者の手で広く、そして深く掘り下げられることを期待している。

最後になってしまったが、筆者は、研究の遂行にあたっては日本の外務省の友人・知人に非常に助けて頂いた。外務省を辞したあとも、知り合いは本省にも在外公館にもおり、またどうしても、という場合は彼等に知人で在外勤務中の方を紹介して頂いた。また、省員から在京大使館の方々を紹介して頂き、彼等を通じて貴重な資料を得たこともあった。

筆者の研究が完成の域に達していないことは十分に承知しているが、外務省の方々の御協力があつたればこそ、ともかくここまで来ることができた。彼等に対し、格別の感謝の意を捧げたい。

筆を擱くにあたり、冒頭に掲げた Hosack の言葉が筆者の頭をよぎる。この言葉は主権国家に加え、国際機関の一部も国際法のほぼ完全な主体として認められるようになった現代でもかなりの程度まで通用するのではないか、という思いが脳裏を離れないのである。

#### [付記 1] EU の外交団リスト等について

本紀要第 133 号（2009 年 3 月刊）で、筆者は EU の職員録及び欧州共同体の外交団リストについて触れた（46-61 頁）。

職員録については、筆者は国立国会図書館が 2006/07 年版（“updated in July 2006” となっている。）まで所蔵していると述べた（59 頁）。

その後、2008 年版（2008 年 5 月 27 日の状況を示す。）及び 2009 年版（2009 年 6 月 29 日の状況を示す。）が刊行された。その後も冊子の形で刊行が続けられているが、国会図書館には 2008 年版までしかない。他の EUi についても同様であろう。（2010 年版の冊子版も 10 月に刊行されたというが、筆者は未見である。）

その一方で、いつごろからか、EU は電子版の職員録も用意するようになった。これは <http://www.whoiswho.europa.eu> で閲覧できる。

外交団リストについては、紀要第 133 号では 2008 年 6 月版まで掲げたが、その後 2008 年 12 月版が発行され、国会図書館にも置かれている。

しかし、外交団リストは 2009 年から冊子としては刊行されなくなった。[http://ec.europa.eu/dgs/secretariat\\_general/corps](http://ec.europa.eu/dgs/secretariat_general/corps) で閲覧するほかない。

筆者は、EU による使節権行使の実態を 2009 年 11 月末までフォローするつもりであったが、2009 年秋になっても国会図書館に外交団リストの新版が到着せず（例年、6 月か 7 月にその年の第 1 冊が刊行された。）、おそまきながら、本年に入ってからようやくリストが電子情報化されたことを知った。

#### [付記 2] 初期の在 AASM 代表部

本紀要第 135 号の冒頭でふれた拙稿 “Origins of the Concept of the ‘Eurafrican Community’” に関連するのであるが、最近筆者が読んだ論文でとくに興味があったのは『大阪商業大学論集（社会科学篇）』第 155 号（2010 年 1 月刊）に前田啓一教授が寄せられた「EU 開発協力政策は果た

して EU の政策と言えるのか?——欧州委員会内部での妥協、独仏間でのパワー・バランス——」である。

本シリーズの執筆にあたり、EEC 委員会（のち EC 委員会、欧州委員会）が EEC に連合された AASM(のち ACP 諸国)に置いた代表部がいつ開設されたかはっきりせず、紀要第 129 号の拙稿はとくに不満足な内容となった。前田教授の論文によると、欧州開発基金（EDF）の発足以前に Fonds d'Investissement pour le Développement Economique et Social des Territoires d'Outre-Mer (FIDES) というフランス海外領土の開発のための基金があったという（3 頁注 3）。そこで筆者が思ったのは、フランスが EEC の発足前から海外領土のそれぞれに置いていた FIDES の事務所が 1968 年 1 月にはほぼそのまま EEC 委員会の事務所となり、EDF にかかわる事務の処理にあたったのではないかということである。前田教授によると、EEC 委員会の開発担当委員及び EDF 総裁、さらに AASM にある委員会の主要事務所のトップには長期にわたりフランス人が据えられたという。また、委員会の開発総局長（DG VIII）には 5 代にわたってドイツ人が就任したが、Karin Arts 及び Anna K. Dickson によると、彼等は「フランスを幸せにする政策をすすめるというドイツの公式見解の忠実な遂行者」であったという（3-6 頁）。

これで見ると、EEC 委員会の在 AASM 代表部は、フランスの海外領土に関する限りは実質的に FIDES が衣替えしたものに過ぎない、したがって EEC 発足時から存在していた、といえそうである。この点につきもっと情報を集め、筆者の研究の最も不完全な部分を埋めていきたいと思う。

[付記 3] 在ストラスブール、アイスランド代表部等について

欧州委員会は、ストラスブールにある欧州評議会（Council of Europe、日本では「欧州審議会」、「欧州会議」等とも訳される。）に代表部を開設した。筆者はたまたま本紀要第 134 号（2009 年 9 月刊）で、欧州評議会の閣僚委員会や同委員会が設置した RG（リポーター・グループ）及び WP（作業部会）に出席するため欧州委員会が多数の出張者をストラスブールに派遣するようになった、彼等も同地に代表部が常設されることを望んでいる、と述べた（160-1 頁）。

ストラスブール代表部の初代代表は Ms Luisella Pavan-Woolfe で、2009

年 11 月 12 日、欧州評議会の事務総長に信任状を提出したという。これはリスボン条約が実施される直前で、実施後に代表部は EU 代表部になった。これで、EU が国際機関の許に置く代表部はパリ、ジュネーヴ、ニュー・ヨーク、ウィーン、ローマ、アデイス・アベバ及びストラズブルの七つとなった。

一方、EU は、リスボン条約の効力発生後であるが、2010 年 1 月 10 日、アイスランドに代表部を開設した。それまで在ノルウェー代表部が同国を兼任していたが（本紀要第 130 号、31 頁）、この日、Timo Summa 大使が EU の初代専任代表としてアイスランド大統領に信任されたのである。これにより、西ヨーロッパの非加盟国のうち主要 3 カ国—スイス、ノルウェー及びアイスランド—の全部に EU 代表が常駐することになった。

第三国についてはすでにほとんどの国が EU に常駐代表を派遣している。やはりリスボン条約の実施後であるが、パラオの Carlos Hiroshi SALII 大使が EU に信任された（2010 年 4 月 6 日）。近くマーシャルが EU 代表を信任せしめる予定という。

[訂正]

本紀要第 135 号の拙稿 100 頁注 7 で、*The European Commission, 1985-72* とあるのは、*The European Commission, 1958-72* の誤りです。

(完)

Summary

## The Right of Legation of the European Communities

—*Parerga und Paralipomena* (4)—

KAWASAKI Seiro

The author takes up some of the subjects of a general nature in this final portion of his study on the right of legation which the European Communities have exercised in the past. The articles he has so far contributed to this *Bulletin* and to the *Bulletin of the Tokyo Kasei Gakuin Tsukuba Women's University* represent the result of many years of his research, although he has not covered the whole range of the subject as yet.

The following are the subjects discussed in this article:

(1) The differences which may exist between the international competence of a sovereign State and that of an international organization; and the possible influence which some of the more developed international organizations, such as the European Union, may have upon the external competence of States not party to them.

(2) In particular, the differences observable between the right of legation practiced by a State and that by the European Communities ; and

(3) How expressions like recognition, diplomatic relations, accreditation, etc., which are usually alluded to centuries-old practice among States, are now employed with regard to the European Communities.

At present, the author intends to publish *Annotated Summary of Lists of Delegations and Missions sent and received by the European Communities*. The lists, compiled from the results of his own research, cover the period running from September 1952 through November 2009.